

11. 準備書に対して提出された意見書の概要及び準備審査書に記載された意見並びにそれらに対する都市計画決定権者の見解

11. 準備書に対して提出された意見書の概要及び準備審査書に記載された意見並びにそれらに対する都市計画決定権者の見解

11.1 第28条第1項によって述べられた意見及びそれらに対する見解

「堺市環境影響評価条例」(平成18年堺市条例第78号)第28条第1項の規定による意見書の提出はなかった。

11.2 準備審査書に記載された意見及びそれに対する見解

「堺市環境影響評価条例」(平成18年堺市条例第78号)第32条第1項の規定により述べられた準備審査書における意見、及びそれに対する都市計画決定権者の見解は、表11.2-1(1)~(3)に示すとおりである。

表 11.2-1(1) 準備審査書に記載された意見の内容及び都市計画決定権者の見解

| 意見の内容 | 都市計画決定権者の見解 |
|---|---|
| <p>1 全般的事項</p> <p>○夜間や休日の工事の頻度が可能な限り少なくなるよう配慮するものとし、夜間や休日に工事を実施する場合は、周辺住民に対して事前に周知すること。また、住宅周辺で稼働する建設機械の台数削減や十分な離隔の確保等を検討し、可能な対策を講じること。</p> | <p>○今後、鉄道工事の施工計画を検討する際には、夜間や休日の工事の頻度が可能な限り少なくなるよう配慮するものとし、直上施工等やむを得ず夜間や休日に工事を実施する場合は、周辺住民に対して事前の周知に努めます。また、住宅周辺で稼働する建設機械の台数削減等についても検討し、可能な対策を講じる予定です。</p> |
| <p>2 調査、予測及び評価の結果</p> <p>(1) 大気質・騒音・振動</p> <p>○工事の実施にあたっては、低騒音・低振動施工法を採用し、今後、工事実施までの間、または工事実施中に新たな騒音・振動低減技術を用いた工法が開発された場合は、その採用に努めること。</p> | <p>○工事の実施にあたっては、低騒音・低振動施工法を採用するとともに、新たな騒音・振動低減技術を用いた工法が開発された場合は、その採用が可能か検討する予定です。</p> |
| <p>○工事車両走行時の道路交通騒音・振動の予測結果は不確実性が大きいと考えられるため、事後調査の結果に基づき、予測結果の妥当性を確認すること。</p> | <p>○工事車両走行時の道路交通騒音・振動については、事後調査を行い、予測結果の妥当性を確認する予定です。</p> |
| <p>○工事車両の走行ルート選定にあたっては、生活道路の走行を可能な限り工事区域の直近のみとすることにより、生活道路の通行を最小限とするよう、十分配慮すること。</p> | <p>○工事車両の走行ルート選定にあたっては、生活道路の走行を可能な限り工事区域の直近のみとすることにより、生活道路の通行を最小限とするよう、十分配慮する予定です。</p> |
| <p>○仮線の列車走行時の騒音の予測では、万能塀の透過音による騒音レベルの増加を考慮すること。また、予測の不確実性に対応するため、事後調査結果に基づき予測結果の妥当性を確認すること。</p> | <p>○仮線の列車走行時の騒音については、万能塀の透過音による騒音レベルの増加を考慮した上で再予測を実施し、基準又は目標との整合が図られていることを確認しました(環境影響評価書 pp.6.2-26~34 参照)。また、事後調査を行い、予測結果の妥当性を確認する予定です。</p> |
| <p>○列車走行時の騒音の予測では、壁高欄による多重反射を考慮すること。また、予測の不確実性に対応するため、事後調査結果に基づき予測結果の妥当性を確認すること。</p> | <p>○列車走行時の騒音の予測については、壁高欄による多重反射を考慮した上で再予測を実施し、基準又は目標との整合が図られていることを確認しました(環境影響評価書 pp.6.2-38~56 参照)。また、事後調査を行い、予測結果の妥当性を確認する予定です。</p> |

表 11.2-1 (2) 準備審査書に記載された意見の内容及び都市計画決定権者の見解

| 意見の内容 | 都市計画決定権者の見解 |
|--|--|
| <p>○計画線については、バラスト軌道やそれと同等程度の騒音・振動低減効果のある軌道構造を採用し、防音効果のある壁高欄の採用、弾性分岐器の導入等の環境保全措置を実施すること。また、列車走行時の騒音の事後調査により影響が大きいと認められる場合や、沿線環境の変化等により新たな影響についての懸念が生じる場合は、壁高欄嵩上げや遮音壁設置等の追加的な環境保全措置を講じること。</p> | <p>○計画線については、騒音・振動低減効果のある軌道構造を採用し、防音効果のある壁高欄の採用、弾性分岐器の導入等の環境保全措置を実施する予定です。また、列車走行時の騒音の事後調査により影響が大きいと認められる場合等には、壁高欄嵩上げや遮音壁設置等の追加的な環境保全措置を講じる予定です。</p> |
| <p>○側道については大型車が通行しないよう看板等を設置し、道路交通騒音・振動の事後調査により影響の程度を確認すること。</p> | <p>○側道については、大型車が通行しないよう看板等を設置するとともに、道路交通騒音・振動の事後調査を実施し、影響の程度を確認する予定です。</p> |
| <p>(2) 景観 ○近景については、構造物による景観の変化が大きいことから、施設外観のデザインの検討に際しては、関係機関等と十分に協議を行い、圧迫感の軽減対策を検討すること。</p> | <p>○施設外観のデザインの検討に際しては、関係機関等と十分に協議を行い、圧迫感の軽減対策を検討する予定です。</p> |
| <p>(3) 文化財 ○施設外観のデザインの検討に際しては、関係機関等と十分に協議を行い、世界遺産である百舌鳥・古市古墳群に対して可能な限り影響がないよう配慮すること。</p> | <p>○施設外観のデザインの検討に際しては、関係機関等と十分に協議を行い、世界遺産である百舌鳥・古市古墳群に対して可能な限り影響がないよう配慮します。</p> |
| <p>(4) 廃棄物等 ○本事業は長期にわたって実施されることから、工事に伴う廃棄物等が長期間大量に排出されることとなる。そのため、工事の実施にあたっては、環境保全措置を実施し、可能な限り最終処分量を低減できるよう配慮すること。</p> | <p>○工事の実施にあたっては、発生土の可能な限りの現場内流用や、場外搬出する発生土の工事情報交換システムを活用した工事中間流用等の環境保全措置を実施し、可能な限り最終処分量を低減するよう配慮します。</p> |
| <p>(5) 安全（交通） ○工事車両の走行ルートの設定にあたっては、関係自治会や近隣の学校等に対して事前説明や周知を行い、誘導員の配置や安全経路等の設置の検討を行うなど、交通安全の確保に万全を期すること。</p> | <p>○工事車両の走行ルートの設定にあたっては、関係自治会や近隣の学校等に対して事前説明や周知を行うとともに、誘導員の配置や安全経路等の設置の検討を行うなど、交通安全の確保に万全を期する予定です。</p> |
| <p>○側道については、交通管理者と協議し、必要に応じて側道と幹線道路との交差点部等への信号機や横断歩道の設置、側道の一方通行規制や大型車通行規制等の交通規制を実施すること。</p> | <p>○側道については、必要に応じて、側道と幹線道路との交差点部等への信号機や横断歩道の設置、側道の一方通行規制や大型車通行規制等の交通規制を実施するよう交通管理者と協議します。</p> |

表 11.2-1 (3) 準備審査書に記載された意見の内容及び都市計画決定権者の見解

| 意見の内容 | 都市計画決定権者の見解 |
|--|--|
| <p>3 事後調査の方針</p> <p>○工事中の環境騒音、一般環境中の振動、道路交通騒音・振動、工事車両台数の事後調査は工事最盛期の1年だけではなく、必要に応じてピーク時期に複数年実施すること。</p> | <p>○工事中の環境騒音、一般環境中の振動、道路交通騒音・振動、工事車両台数の事後調査は、必要に応じてピーク時期に複数年の実施を行う予定です。具体的な調査時期は、工事計画の熟度が高まった段階で、関係機関と協議しながら決定します。</p> |
| <p>○側道の道路交通騒音・振動の事後調査については、休日の調査も実施すること。</p> | <p>○側道の道路交通騒音・振動の事後調査は、平日と休日のそれぞれについて実施します。</p> |